

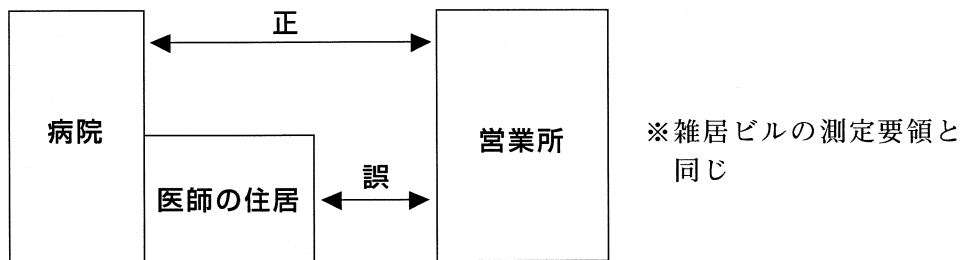
風俗営業許可申請について

I 「行政書士とうきょう」1991年10月号No.274より、抜粋

「風俗営業許可申請についてお願い」警視庁保安第一課

当課の営業許可窓口で日頃気付いたこと、として次の点を挙げている。

- 1 申請者を署に顔を出させないで行政書士がすべてやる、これでは申請受理は出来ない。
身上照会だけを先にやって欲しいというのがあるが、許可申請があつてからの手続きとなる。
- 2 書類作成について事例を挙げて説明
 - (1) 100メートル図面中の商業地域、近隣商業地域、工業地域及び住居集合地域（住居・第一種住居・第二種住居）などの色分けをはっきりとする。
ア、保護対象を明記 ウ、境界線をはっきり エ、空地になっているところは、予定地になっている場合があり、実地調査するなど
【事例】100メートル図面に無記名の空地があつたので調査した結果、幼稚園の予定地になっていたので、行政書士に尋ねたところ、「古い航空地図は空地になっている」との回答
注）航空地図にだけ頼ることなく、現場調査を励行
 - (2) 100メートルの計り方
 - 営業所の敷地（営業に供する場所、例えば駐車場・駐輪場を含む）側端から保護対象敷地までの直近を測定する。（営業所の中心から測るのは誤り。）なお、雑居ビルの場合は、営業所外壁直近から保護対象の敷地までである。）
 - 雑居ビルで2階以上に営業所がある場合は、営業所外壁から垂直に地面に降ろし、その地点から保護対象の敷地までを測定する。
（注）制限距離に疑義がある場合（1メートル前後）は、測量士等の測定図面を添付する。
※制限地域等については公安委員会に裁量権がなく、従って厳格な書面を要求する。
【事例】許可を取得したいばかりに、測量士に46メートルのところを52メートルにして貰うよう依頼して図面を作成させ、申請したケースがあり、これは虚偽の申請となり処罰される。
 - (3) 医者が自分の居住地内に病院を持っている場合



（注）敷地内の半分を住居、半分を診療所としている場合は、営業所から医療施設の外壁までを測る。

- (4) 教会と幼稚園等とが隣接併存している場合は、幼稚園等の用に供する場所の敷地のみを対象とする。
※この場合は土地、建物の登記簿の調査のほか、実際に現場を調査して当該所有者と接触し、確認のこと。（以下、省略。資料として必要な場合はお申し出下さい。）

II 所轄及び他の単位会等の資料

1. 大聖寺警察署風営担当係より数年前に入手したものがありません。風俗営業許可申請必要書類（申請者が用意する書類）、許可申請に伴う手数料や風俗営業許可を受けられない者（欠格事由）、許可を受けることができない地域（営業制限地域）、営業者の遵守事項と禁止行為、風俗関連営業の営業禁止地域、風俗関連営業者の禁止行為、深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域、深夜における酒類提供飲食店営業の禁止行為と遵守事項など説明がある。
（資料として必要な場合はお申し出下さい。）
2. また、大阪会発行の広報誌2006年5、6月号にもシリーズで風俗営業許可業務を遂行してゆく上での確認事項等が掲載されています。資料として必要な場合は事務局にて閲覧することが出来ます。）